

# 議員定数是正の自民党案に対する再論と 定数是正“新”案（比例配分案）

大 宮 武 郎

## はじめに—反論は揚げ足取りの“詭弁”

エコノミスト六〇年三月五日号<sup>(1)</sup>で、衆院定数是正に関するて自民党6・6案論を展開したところ、同黨の森清氏から反論があり、適正な定数の算出において端数を「四捨五入」するのは独断であつて“根拠がない”ときめつけ、刀両断しているが、切れ味は残念ながらナマクラのそれである（右の拙稿は以下旧稿と略称する）。

なるほど、「切り捨て」もあれば「最大剩余法」もあり、また越山生<sup>(2)</sup>人のように、「逐次追加法」もあるから、一方法にすぎないことは別に異論はない。問題は比較考察した場合にどのような差違があるかという点と選択の基準をどこに落着けたらよいかの二点であろう。

また、二倍説を自民党が採用したのは機械的に最高裁の判決<sup>(4)</sup>に従つたものであるとするのが論拠になつてゐるが、右の判決は学会や國民に対して果して十分な説得力を有しているか、有していないとすれば、いかなる基準に依拠す

べきかが最大の課題なのである。

以下、自民党二人区案の反動性を初め、与党6・6案に対する野党統一修正案の特色、自民党II最高裁判決の三倍説<sup>(5)</sup>と森試案の二倍説対自説の一・五倍説との比較考察および定数是正の手続などについて私見を述べることとしたい。

### 一 端数の処理における“切り捨て法”は羊頭狗肉の類

問題の発端は、適正な定数を筆者が試算して少数値まで算出し、これを「四捨五入」<sup>(6)</sup>して、あるべき定数值として現行の定数を増減すべきであるとしたことである。ちなみに、右の適正な定数に関しては、全国有権者数を総議席の五一一人で割れば基準有権者数が算出されるが、選挙区ごとに有権者数を右の基準有権者数で割れば各区の適正な定数が算出される。

結論的に言えば、①最大剩余法と②四捨五入法（過半数剩余法）および③「逐次追加法」の三方法は微差があるにすぎず大同小異である。少数値二位、三位では微妙な差が生ずるにすぎない。③を探る越山氏は中選挙区制下の衆院選では、その最大格差は一・四六倍以下であるとされるので、自説の一・五倍説にすこぶる近似した倍率となっている。参院比例代表区で採用されているドント法も③に属しているので、③が最有力の方法であり、筆者の②は③に準ずる方法であるので、まずは無難な方法であろう。

つぎに森氏は④「切り捨て法」を採れば倍率はガラリ変ることを指摘して居丈高になっているが、この方法を採れば、減員は府県単位で約三〇人にも及ぶものであり、わずか六人を減員するのに大きわきしている自民党が、とても

採用できる方法とは思われない。万が一にも採用されない方法を誇示するのは“羊頭狗肉”の数に墮するものであつて、揚げ足取りの“詭弁”にすぎまい。

ちなみに、森氏の選出県である愛媛を例にとれば、切り捨てるに全県一区の定数五人に激減し、現行の計九人に対し約半数に急落するので、同氏は落選の浮き目を見ないかと心配である。筆者の四捨五入法によれば、選出区である同一区は現行のままの三人に据え置きとなるので、まずは氏は“安泰”ということになろう。

## 註

- (1) 抽稿「自民党の六増六減案は、まやかし—衆院の定数是正は一・五倍説で—」エコノミスト六〇年三月五日号二六頁以下
- (2) 森清「議員定数是正は六・六案しかない—大宮氏の一・五倍説に反論する」エコノミスト六〇年四月九日号五二頁
- (3) 越山康「上告理由書」(六〇年一月)二八頁。
- (4) 最大判、五八・一・七、判例時報一〇九六号二三頁。なお同旨、最大判、六〇・七・一七、判例時報一六二号七頁。
- (5) 厳密には三倍台説であることについては、抽稿「衆院定数是正の基準と最高裁六〇年七月判決」判例の回顧と展望(上)、「法と民主主義」一九八六年二月号所収四二頁。
- (6) 前掲エコノミスト抽稿二七頁。
- (7) 朝日、五九・五・二六
- (8) ドント式は欠陥が多く、かつ日本では不適当である点については、藤田博昭「日本の選挙区制」八七、九六、一〇七、一一八頁参照。

## 二 自民党案と野党修正案

## 一 一人区案は民主憲法の破壊

1986. 3

衆院の定数是正という民主政治の根幹に関する問題について、六〇年六月の時点では国会閉会の前日につた一日の審議でお茶をにごした事は、国会全体の憲法感覚の欠如を暴露しており、与野党ともにその自淨力が疑われていた。昭和五〇年に改正された現行の衆院議員の定数配分表は、過密な選挙区と過疎のそれとの間で著しく不均衡で平等権を定めた憲法一四条一項に違反し違憲であるとする有権者の提訴は、前回の総選挙後に実に二一の選挙区から行われ、高裁レベルでは違憲の判決が陸続と下されている。<sup>(1)</sup> しかしに、与野党の姿勢は、このように無神経きわまるものであつた事は、深憂に耐えない。

その後は、自民党6・6案と野党修正案とも継続審議となり、閉会中も審査を続けることとなつたのは、評価されるが、その背景として、本年一〇月に実施される国勢調査は一二月下旬に速報結果が出ることとなるが、これによると一〇増一〇減案でないと間に合わないと見方が一般的であるために、速報結果が出る前に6・6案で決着をつけた方が得策とする意見が拡まつてゐるといわれており、胸算用本位であつて決して明朗なものではなかつた。

与野党の案は真っ向うから対立しておりますが、両案の何れを是とするかは、何れが国民の意向をより多く反映しているかという“民主政治”的の視点から判断すべきものであろう。以上は6・6案が廃案となり、新たに10増10減案が浮上してきた一二月現在でも同様である。

現行の公選法の採用する中選挙区制を無視して、あえて自民党が一人区を固執するのは、それが同党にとって圧倒的に有利である事と年来の悲願である小選挙区制への導火線となつてゐる事の二点にあるが、何れも党利党略のみに汲々とするものであつて、両者ともに反民主的な制度である点に致命的欠陥があろう。

二人区案は、6・6案では鹿児島三区、石川二区、愛媛二区、兵庫五区の四つの選挙区を対象とするものであるが、前回の総選挙では兵庫五区で民社の佐々木良作委員長が、たつた一人一位で当選したのを除いて二位以上はすべて自

民党が独占しており、野党第一党の社会党はゼロであり、二人区制をとると完敗に終っている。(表I参照)

△何故このように二人区制を採ると自民党に圧倒的に有利になるかと云うと、同党の得票率は前回の衆院選(五八年)では、四五・八%であるのに對して社会党はその二分の一以下の二九・五%にすぎず、続く公明党は更にこれを下回つて一〇・一%に落ちこんでいる。しかも、金城湯池である過疎区では、自民党は右の平均を遥かに上回つてゐるので、懶々として上位二位までを独占化し社会党は精々次点で落選する事となるのである。小選挙区制つまり一人区制ともなれば、自民党は絶対的優位となるので、右の独占化の傾向は更に強化されよう。その意味で二人区制は、事実上“セミ小選挙区制”と云つても過言ではあるまい。

なお、今後において抜本的改革を行ふ場合に、二人区を導入すれば、群馬、新潟、富山、長野、和歌山、香川、大分、宮崎の多数の府県に派及するため、これらを合区しないで二人区に固定することは、抜本的には正にも甚大な悪影響を及ぼしつきな障害となろう。

二人区制の最大の欠陥としては、右の説明でも明らかのように、自民党の得票率のみが議席に反映するのに反して、野党系の得票は議席に全く反映されず、そのすべてが死票と化するために、民意の反映を不可欠とする民主政治を破壊する結果となることが問題の核心であろう。概して、全体の票の半数以上が議席に結びつかないので、厳密には半民主政治にすぎず、従つて、それは反民主的制度に墮するものである。

これに反して、野党の合区案は、定数を三人または五人としているので、死票は一人区より数等少なくなる。従つて、自民党案に比較すれば、より民主的な姿勢であるとして評価することが出来よう。ただし、死票を極度に防止するという民主政治の徹底化には“比例代表制”<sup>(3)</sup>が優れている事は否定できません。

表I 二人区における58年度の総選挙の結果

	一位	二位	三位
鹿児島③	自民	自民	社会
石川②	自民	自民	自民
愛媛③	自民	自民	社会
兵庫⑤	自民	自民	社会

1986. 3

しかし、右の弱点は暫く措くとして実際の合区案を手放しで支持できるかというと、選出議員すなわち野党各党の利害打算がからんでいて、必ずしもすつきりしたものではない事は看過できまい。また、自民党の6・6案および10・10案そのものが一時しのぎの“彌縫策”にすぎないものであってみれば、野党修正案も同じく姑息な案にすぎず、抜本的は正案には程遠いものであるので、更に積極的に全面的統一案が提示されなくてはなるまい。問題点を一、二指摘すれば、兵庫五区は公明党案では三区と合区する案であったが、三区に二位で当選している民社の議員に不利であるとして同党の反対により二区の一部と合区する案に落着いたようである。しかし、二区で三位で当選している社会党の土井たか子副委員長の辞任さわぎを起しており、あるいは最下位の五位で当選している共産党議員からも嚴重抗議を受ける破目となろう。

兵庫五区は隣接区に四、三、二区の三つの選挙区を数えるが、合区して中選挙区制の五人以内に抑えるためには、定数三人が二区だけであるので同区と合区するのが最適である。従って、民社の右の合区案は不自然であり、ゴリ押しの横車であるのは甚だ遺憾である。

つぎに鹿児島二区であるが、同二区との公明党の合区案に（筆者の私案と同じ）に対しても、両区にそれぞれ一人当選させている社会党にとって一人減となる虞れがあるとして難色を示したために、奄美群島区<sup>(6)</sup>との合区に落着いたものであるが、同区よりは自民党議員が選出されており、三区でも同党議員が二人選出されているため、その中の一人が落選を予想されるので、同党の強硬な反発を引き起こそう。

要するに、あちら立てればこちら立たずで紛糾は必定であろう。政党間の調整は至難の業であってみれば、筆者の強調するように、機械的に有権者数に比例してまず府県に割り当て、更に県内の各選挙区に再配分する案が簡明直截<sup>(7)</sup>であり最適であろう。これならば引き延ばしに悪用されるケースは非常に少ないのである。

ちなみに、二人区を新設すれば、自民党は独占状態となり、我が世の春を謳うこととなるが、これに反して合区した場合には、同党は各区で現状維持か下手をすると一人減少の浮き目を見ることとなるので、野党系がこぞって合区を主張するのは全く正論であるにも拘らず、執拗に拒絶反応を示している。

すなわち、石川二区を一区と合区した場合には、五八年の総選挙では二区は定数三人を独占し、一区では三人中一人を確保し一人は社会党となつており、合計すれば自民五、社会一であるので合区して定数を一人減の五人とした場合には自民は一人落選の可能性が強い。

また、鹿児島二区を定数一人の奄美群島区と合区した場合にも前者で自民二、社会一、後者で自民一、であるので、合計すれば自民三、社一となり、自民一の落選が予想される。あるいは、愛媛二区を一区と合区した場合も前者で自民一、社一であり後者でも全様の比率を占めているので合計して自民四、社会二となり、よくて現状維持下手をすれば一人落選しかねないのである。(この場合には社会がいずれも最下位を占めるので苦戦して一人落選すれば自民は現状維持できる。)

このような損得勘定で自民党が頑迷固陋ぶりを發揮するのは、全く大政党にふさわしくない態度と云うべきで猛省を促さざるを得ないが、その後今回だけでも特例とした二人区<sup>(二)</sup>を認めよと主張して執念ぶりを見せているのは、民主政治を自ら踏みにじつて顧みず憲法の國民主権主義(一条)を敢えて破壊するものであろう。

抜本的是正をする場合には、過疎区で減員により合区すべき選挙区は、富山、新潟、長野、和歌山、香川、大分、宮崎など相当数に及んでおり、抜本的是正を統いて断行した場合に、これらの多数の選挙区が二人区とされれば野党系には甚大な打撃を与えることとなる。従つて二人区の拡大化により野党の出鼻をくじき抜本的是正に対する野党系の熱意を喪失させるとともに是正を行わない非を転化することに成りかねまい。

なお、二人区制を強行しておいて抜本的是正に移行した場合に一人区の全体に占める比率はどの程度になるかというと、表Ⅱに掲げたように、北海道で一、東北では六、関東が三、中部が七、近畿が三、四国が五、九州が五となつており、北部で七、中部の裏日本側と内陸部（長野）で七、南部（四国と九州）で一〇を数えており、過疎地帯の実状を浮彫りにしている。

同表によれば一人区は二七区に上り、一人区も三区（兵庫⑤、鹿児島③および奄美）に及んでいるので、自民が以上の一〇区を独占すると二七区では五四人、三区では一人計五七人を自民系で一人占めすることとなる。ちなみに、適正な定数が二・五の場合にも同表では五捨しているケースが相当数を占めているが、これらの典型的な過疎地では人口は漸減の傾向を示しているので〇・五は切り捨てて一人区または一人区としたものである。

これに対して、以上の三〇区を合区または区割り変更（隣接区の端数を廻して定数三人に引上げること）した場合には、同表の備考に示したように、三人乃至五人の中選挙区制に収まることとなるが、三人区が七区、四人区が六区、五人区が一〇区を数えるので三人区が二一人、四人区が二四人、五人区が五〇人で計九五人となるが、自民党が獲得する当選者数は平均して、三人区では一人（六六・六%）、四人区でも一人（五〇%）、五人区では三人（六〇%）となるので二人区では一四人、四人区では一二人、五人区では三〇人となり、合計して五六人となるので九五人の中約六割弱を占めることとなる。

従って、二人区とすればほとんど一〇割に達するのに、合区または区割り変更すれば四割強が野党系に廻ることとなるため、二人区は絶対に有利であるとして、なりふりかまわず是が非でも強行したいという執念であろうが、同区制では得票率からして五割強の死票が生じ、民意の反映という見地よりすれば論外であることは既に指摘した通りである。

表II 抜本的市町における二人区とその合区または区割り変更（再編成）

選挙区名	適正な定数	合区または区割り変更した場合の定数	備考
北海道③	2.5	3	①または④と再編成
青森②	2.4	3	①と再編成
岩手②	2.5	3	①と再編成
宮城②	2.5	4	①と再編成
秋田②	2.3	3	①と再編成
山形②	2.4	3	①と再編成
福島③	2.4	3	①と再編成
群馬②	2.2	5	①と合区
埼玉③	2.5	3	②と再編成
東京⑧	2.1	5	①と合区
新潟②	2.4	5	①と合区
同④	1.8	5	③と合区
富山②	2.1	5	①と合区
石川②	1.6	5	①と合区
長野①	2.5	4	①と②を合区
同②	2.0		
同③	2.4	4	③と④を合区
同④	2.1		
三重②	2.5	3	①と再編成
兵庫⑤	1.4	5	④と合区
和歌山②	2.3	5	①と合区
香川①	2.4	4	①と②を合区
同②	2.0		
愛媛①	2.5	4	③と合区
同②	2.4	3	①と再編成
同③	1.6		
大分②	1.8	5	①と合区
宮崎②	1.9	5	①と合区
鹿児島②	2.0	4	②と③と⑤を合区
同③	1.5		
奄美	0.7		

ちなみに、表Ⅱに「合区または区割り変更」とあるのは、四人ないし五人の場合は前者であることをお断りしておきたい。なお、適正な定数は基準有権者数（有権者総数を総定数五一一人で割った人数）で各選挙区の有権者数を除した数値である。

なお、兵庫五区を一人減員して一人とした場合には、中選挙区制である以上、三人区の同三区と合区すべきである。他の一、二、四区の定数は四乃至五人であるので合区できない。

しかるに、二人区制賛成論者は、右の合区の場合には、五区の最高当選者の得票は、三区の最低位であつた次々点の候補者の得票数に達していないので、次の選挙では定数の全てが三区の候補者により占められてしまう結果となる。従つて、五区選出の議員が合区に抵抗するのは当然であるとしているが、歪曲も甚だしい。

その論拠としては、五区の当選者は、一位が民社（佐々木前委員長）で二、三位が自民であり、三区では、一位が社会、二位民社、三位公明となつており、合区した場合には、得票率は、民社、自民、社会、公明、その他（民社または自民）の順となるので、五区系より一人、三区系より三人の当選者が見込まれ、五区からは自民または民社の中いずれかが一人が落選する可能性があるにすぎないのである。民社はこれを嫌つて五区と三区の一部との合区を唱え、他の野党もこれに同調しているが、不評であるのは当然であろう。

右は、政治学者の二人区制賛成論の一例であるが、二人区制では前述のように自民独占となり、民意の反映を中核とする民主政治が根こそぎ破壊される点についての指摘が皆無であるのは、甚だ寒心に耐えない。

付言するに、日本の過去の小選挙区制は明治の中期と大正の末期に実施されたが、一回目のそれは定数が一人乃至二人であつたし、二回目のそれは一人乃至三人であつたので、特例として二人区制を採用することは、事实上小選挙区制の採用であり、小選挙区制には移行しないという自民党政権の声明は、眞赤な偽りであろう。実際においても既

に指摘したように、一人区と二人区は自民党が全部を独占する点において共通しており、得票率が過半数を下回った四六・八一セント弱の多数党に対し野党系の五四・八一セント強の総得票数が死票化して議席に全然反映しないことは不合理・不公平もその極に達しており、国民主権主義（憲法前文および一条）を根幹とする民主憲法を破壊するものであると論断せざるを得ないのである。<sup>(9)</sup>

さいごに一〇増一〇減案が六〇年の国勢調査の速報値に基づいて最大格差を三倍以内とするには必要であるとされている。これに依れば、二人区は更に三区増えて計七区に上るとされており、新たに新潟四区、和歌山二区、大分二区がその対象となっている。和歌山では隣接の一区は定数三人であるので合区すればよい。しかし大分では隣接の一区は四人であり、新潟では隣接の二区が五人であるので合区すれば中選挙区制の上限の五人を上回ることになる。<sup>(10)</sup>

また、10増の選挙区でも北海道一区は定数が五人であるので一人増えて定数が六人となる。ちなみに、抜本的是正の場合には定数が五人を突破する選挙区は筆者の是正私案によれば一八区に達し、三〇区中の約一四・八セントを占めることになる。

多党化が戦後定着するとともに、経済生長が依然として進行するという日本の政治・経済状況を直視するならば、戦前からの中選挙区制は高度経済生長期以降では、破綻しており、結論としては「大選挙区比例代表制」に移行すべき時が到来したといえよう。現在の選挙区を前提として四人ないし四人の大選挙区を復活すべきことが極めて穩当であろう。

## 註

(1) 格差是正の基準については、大高判(五九・一二・七)の一・五一倍説から広高判(五九・九・一八)の約一倍説、東高判

1986. 3

(五九・一〇・一九) の約三倍説、大高判(五九・一一・三〇) の三倍大幅超過までマチマチとなつてゐるのは、最高裁が右の基準を明確に示さないことと、その論拠が曖昧である事に起因しており、右のような混乱状態を誘発していよう。

(2) 日本の小選挙区制は一人区のみならず二人区も含んでいたので一人区は小選挙区制に属する点については後述する。

(3) 藤田博昭「日本の選挙制度」二二二六頁、吉田善明「選挙制度改革の理論」一七八頁、西平重喜「比例代表制」一七二頁など。

(4) 六〇年末の国勢調査の速報値に基づき、一〇増一〇減案としなければ格差三倍以内には收まらないとされる。社会党は此案を自党にとり不利であるとして消極的であると云われていたが思い直したようである。野党第一党の同党が、積極的に抜本的是正にまで動くようにしなければ第一党の面目を失うこととなる。

(5) 抽稿「衆院議員の定数是正の基準と定数是正私案」法政論叢二巻三〇頁。ただし右の私案は、抜本的是正案であり、兵庫五区を定数一人減員して二人とした場合には三人区は三区のみであるので、三区と合区するのが筋である。

(6) 垣美群島区は遅れて米国より返還されたために“暫定的”に一人区とされた経緯があるが、速かに合区して中選挙区制に復帰すべきである。抜本的「是正私案」では、訂正して同区と三区および二区を一括是正すべきこととした。

(7) これまで二回増員が行われたが、その都度小選挙区制の提案がくり返しなされている。一人区案はプティ小選挙区制なのである。選挙制度国会審議録(第一七輯)四一六、四一八、四三三、七〇一頁、同審議録(第二四輯)四五、一二〇頁など。

(8) 堀江湛「違憲判決の政治的意味と定数是正の方向性」ジュリスト八四四号三五頁。

(9) 藤田博昭「日本の選挙区制」四七頁。

(10) ただし、抜本的是正すれば、大分区は三・五人、二区は一・八人計五・三人となり合区して五人であり、新潟も三区が三・三人、四区が一・八人計五・一人となり、合区して五人となるので、共に五人の枠内におさまる。(前掲抽稿二二二  
頁参照) 抜本的是正が急務であるというべきであろう。

(11) 定数三人の場合には自民党の“不当利得”が多すぎることは既に述べた。その視点よりすれば最低定数を四人とするのが妥当なのである。

### 三 二倍説(森試案)と三倍説(自民党の三原則中の第二)の論拠は極めて薄弱

—最高裁の判決は言い逃れの“遁辞”

森試案によれば、「人口格差が平均に対し上下三分の一以内におさまるように定数を増減させる方法による是正を行ふ。」としている<sup>(1)</sup>が、西ドイツ的発想<sup>(2)</sup>である。これは下限が平均値一・〇〇に対し三分の一すなわち票値は〇・六六六であり、上限は一プラス三分の一すなわち三分の四であり、票値は一・三三三である。後者と前者の比率を求めるると二対一となるので、一票の価値の格差は二倍以内とする学界の有力説である二倍説<sup>(3)</sup>に依據しているのは明らかである。

この説は一人二票を有することは複数投票を認めることになるから政治的平等権（憲法一四条）に違反するとするもので確かに分りは良い。しかし、それでは一・九倍や一・八倍ならば認められるかというと定数の増減漏れは二倍以トでも、旧稿<sup>(4)</sup>において指摘したように、三割近くに及んでおり、決して軽視することはできない。二倍説の代表的人びと例えば芦部信喜教授は、西ドイツではこの説に基づく事を力説<sup>(5)</sup>しているが誤解も甚だしい。

それは何故かというと、同国では一人二票（併用制）を有し、一票は日本の参院の比例代表区のように、比例代表制を採用して政党に投票しその得票率に比例して議席を配分している<sup>(6)</sup>。他の一票は小選挙区制の下において候補者個人に投票し一票の価値すなわち票値の格差が二倍以上となつた場合には定数是正しなければならないとされている。日本の二倍説は二票中の一票を伏せて他の一票のみを誇大に強調しているにすぎないので極めて一面的であつて片寄つていよう。

しかも、右の二票は、無関係ではなくて開票に当たっては、(1)まず第一投票の方は、二五九の各選挙区ごとに、最高点を得た候補者を当選とする。(2)第二投票の方は西ドイツ全体の各党の得票を計算する。そして全議席五一八を、ドント式で各党に配分する<sup>(7)</sup>。としているので、比例配分により各党に配分したうちの半数を小選挙区制により当選した候補者に優先的に配分し、不足分を各党の州リストから補充するのである。比例代表制の変型にすぎない。

つまり、小選挙区制が独立して比例代表制と対等に認められているのでは無くて比例代表制の手段にすぎないのである。二倍説の右の根據は事実無根である。もちろん、西ドイツが小選挙区制を採用しているという主張も比例代表制に付隨しているので成り立たないであろう。正確に云えば、西ドイツは比例代表制のみを採用しているのである。

二倍説や小選挙区制を揚言するのは、"歪曲的"見解というものであろう。要するに、二倍説は二割近くの増減漏れを黙認しているので"欠陥説"であり、その論拠として西ドイツの例を引用するのも右に述べたように曲解にすぎない。このような説が、長年にわたり有力説として横行しているのは誠に不思議でならない。森試案も早急に再検討を必要としよう。

つぎに二倍説であるが、二倍説が欠陥説であるとすると、二倍説は"超"欠陥説と称すべき代物であろう。自民党の三原則の第二に、「格差を三倍以内とする」と麗々しく謳<sup>ウタ</sup>っているが、その論拠としては五八年一月の最高裁の判決<sup>(10)</sup>が挙げられている。

従つて、同判決の内容が問題であるが、そこでは、昭和五〇年改正法により議員一人当たりの人口の較差が最大一対四・八三から一対二・九二に縮小したことは合憲であるが、五五年の衆議院議員選挙時では議員一人当たりの選挙人数の較差最大一対三・九四にまで拡大したのは平等権に違反し違憲であるとしたために、格差が三倍を越えれば違憲であるとする具体的基準を最高裁が始めて示したとしてこれに依拠したものである。ただし、右のような廻りくどい間接的な歯切れの悪い表現を用いたこと自体同裁の自信の無さの現れというものであろう。

そもそも、欧米においては、比例配分が圧倒的であつて西ドイツの場合もその例に漏れるものではないことは前述の通りである。また、旧稿で示したように、二倍説では増減漏れは圧倒的に多くなり五〇%を上回る惨<sup>ヤク</sup>たる状態を呈して目を覆わせる状態であるから、欧米では全然問題とされないのは別に指摘するまでもない。従つて、最高裁の

基準は歐米<sup>(13)</sup>に例を見ない粗雑極まるものであり、低調すぎる所以論外というべきであろう。歐米の実情に対する判事諸氏の不勉強ぶりが暴露されると糾弾されてもあながち否定もできまい。

三倍説では人口比例の原則<sup>(14)</sup>から全く逸脱しており論外であるが、その政治的背景としては、たまたま五〇年の公選法の改正<sup>(15)</sup>によって格差が三倍以内に縮小されたという事實を鵜呑みにして十分な検討も行わずに、機械的にこれを金科玉条として無批判的に基準として採用したという感なきを得ないのである。“国会追隨的”で主體性の稀薄であることを暴露するものであろう。

判決では、議員定数の配分を定めた制定当時の公選法別表第一は、「人口を議員定数で除して得られる数約一五万人につき一人の議員を配分すること」とし、その他に都道府県、市町村等の行政区画、地理、地形等の諸般の事情が考慮されて定められた」として、人口的要素とともに非人口的要素も“合理的”差別として容認されるべきことを強調している。

しかし、これまでの数次の改正において大規模な「分区」が行われ定数増により五人を上回れば分区する例は続出しており、たとえば第一のパターンとして、名古屋市は二六の行政区を折半して八区づつとし愛知県一区と六区に分区しております、市の行政区は絶対のものではないことを示し、かつ選挙区は人工的であって南北に分断するかはいかようにもなり得ることを示唆しているが、これは選挙区は行政区とは基本的には無縁のものであることを物語るものであろう。

また、数市数郡の選挙区の第二のパターンでは、市と郡を隣接した市と郡をセットして適当にその数を分割すればよいのであって、例えば、神奈川の旧二区の場合は、四市六郡を二市二郡および一市と四郡に分割しており、郡すなわち町村と市を適当に組み合わせている適例である。<sup>(16)</sup>（公選法附則七項の表参照）。

最高裁は、「机上の空論」として非人口的要素云々を口にする閑があつたら、是非右の試案を叩き台として前向き的具体的議論を押し進めるべきであらう。同裁の判事諸氏には各自右の書を一冊づつ座右に備えられて論議されることを強く要望したい。ただし、同クは人口数で計算<sup>(18)</sup>しているが筆者の私案は有権者数で定数是正しており、一層正確である。かなりの区で相違しているので、鋭意独自の区割りの地図を作成中である。さしあたり、是正私案については、昨年五月末に公刊の学会誌（「法政論叢」二二巻）に掲載されたので、参考されれば多大の参考となろう。これには新自由クラブ案との二ヶタに上る相違点を表で懇切に示している。<sup>(20)</sup>

なお、糊塗的で一時しのぎの自民党6・6案は、延長国会に提出されて成立する可能性が大きいと報じられている。新自由クラブを除いて野党系は具体的な統一した抜本的是正案を持ち合わさないために、定数是正に対する熱意も疑問視されており、「まやかし」の自民党案の成立に手を貸す結果となつてゐる。

これは、国民の要望に答えない極めて消極的な態度であり、不明朗な雰囲気をかもし出しており、甚だ遺憾に耐えない。与野党に対して猛省を促したい（その後、廃案となり、一〇増一〇減案がこれに代つてゐる）。

また、森説に依れば、自民党の六・六案は「緊急」避難的な措置として止むを得ないと冒頭で胸を張つてゐるが、五八年に最高裁の判決で違憲状態であるとしてきめつけられてより、すでに四年越しの懸案である。中曾根政権は口先では善処を約しながら先送りに終始して来ており六年も早や年央になつてゐる。緊急避難行為などとはとても恥

すかしくて口に出せるような経緯ではない。氏の言辞は正に“法匪的”なそれであろう。

自民党の内情を見ると減員に反対する同党の抵抗が烈しいことが周知の事実として挙げられている。しかし、わずか六人減員するのが自民党の大勢にどれだけ影響するというのであろうか。関係するわずか十名程度の衆院議員は自民党のそれの総数の四%程度にすぎないのである。九八%の人びとが四%の人びとに振り廻されるなどとは前代未聞の“珍事”であろう。自民党には自淨力は皆無に近いのではなかろうか。したがつて、今後の最高裁の判決のあり方も、このような禍根を一挙に断ち切るためには、腹をくくって外科的な荒療治を施さざるを得まい。この点の具体案については、末章で論述することとした。

### 註

- (1) 森清「前掲論文」五四頁。
- (2) 西ドイツ選挙法(Bundeswahlgesetz)二条二項②
- (3) 芳部信喜「憲法訴訟の現代的展開」二二五頁、小林直樹「憲法講義(新版)上」二五二頁、吉田善明「議員定数の不均衡と法の下の平等」憲法の判例第三版二七頁など。
- (4) 抽稿「自民党の六増八減案は、まやかし——衆院の定数是正は一・五倍説で！」エコノミスト六〇年三月五日号二二頁表6参考。なお、抽稿「衆議院定数是正の基準と最高裁六〇年七月判決(上)」法民八六年四月号二六頁参照。
- (5) 芳部「前掲書」二二六頁。
- (6) 西ドイツ選挙法四条
- (7) 同法六条一項
- (8) 西平重喜「比例代表制」一〇二頁。
- (9) 藤田博昭は、これを“実質比例代表制”と呼称している。同「日本の選挙区制」七一頁。
- (10) 最大判五八・一一・七、判例時報一〇九六号二一頁以下。

(11) 同判時二頁。格差は一・九一倍以下を合憲とするのは論拠薄弱。

(12) 前掲拙稿表6参照。

(13) アメリカにおいては、各種の判決において、「実行できるかぎり精密に等価値に近く」という原則の具体的適用例が少されている。参考、越山康「上告理由書」別紙、二二二。

(14) 人口比例の原則は、アメリカでは、憲法上の規定となっている(二条二節二項)。ほかに、オーストラリア(二四条二項)、ベルギー(四八条二項)、イタリア(五六条二項)など欧米の多数の憲法で採択されており、むしろ周知の当然の原則となっている。

(15) 格差是正は、二九年と五〇年の二回にわたり行われたが、いずれも減員なしの増員のみであったことが格差是正の基準を釣上げることとなつたもので、従つて減員をも同時に行えば格差は一・五倍に収まつたものである。

(16) 分区の三つのバターンの詳細については、拙稿「衆院定数是正の基準と最高裁六〇年七月判決―判例の回顧と展望(下)」四章〇参照。「法と民主主義」一九八六年四月号四二頁。なお「同(上)」二月号四二頁で二倍台説の欠陥を詳述した。

(17) 新自由クラブ政策委員会編「議員定数是正試案ほか」六八頁以下。ただし、新たに六年是正案が其の後公表された。『新自由クラブ』八六年三月号三〇頁以下。

(18) 新自由クラブ「前掲書」五七頁2(定数を確定する基礎)

(19) 拙稿「衆院議員の定数是正の基準と定数是正私案」法政論叢二一卷三四頁。

(20) 拙稿「前掲論文」五〇頁。

(21) 森清「前掲論文」五〇頁。

(22) 最大判五八・一一・七判時一〇九六号二三頁。

#### 四 定数配分の基準としての有権者数と人口数—自民党が人口数を基準とする狙いは遷延策

森氏は表1として、わざわざ麗々しく議員一人当たりの人口数によって増員区と減員区の順位を設定しているが、有権者数による場合には若干順位を入れ替わっており、従つて、自民党の六・六案の中味も訂正を必要としようし、

何よりも重要なことは、国勢調査が五年毎にしか行われないことを“奇貨”として六五年の国勢調査から“本格”是正<sup>(1)</sup>することとしているので、五年後まで全面的な定数是正を“お蔵入れ”して遷延すること、つまり延命策を計つている点にある。

しかし、有権者数による場合と人口数による場合には、余り変らなければいざ知らず、二ケタの相違が生ずることは筆者の試算により明らかである<sup>(2)</sup>ので、何れを基準とすべきかは決して見過すことの出来ない重要な問題であろう。

(以下において) まず筆者の私案(有権者数)<sup>(3)</sup>と自民党案(人口数)との相違点から始めることとしよう。増員区について、表Ⅲに掲げたように、有権者数を基準とすれば、八位の北海道一区は五位に浮上し、逆に六位の埼玉四区は七位に転落するので、六位までの増員においては以上の二つの区を入れ替えなければなるまい。五位と八位の有権者数の差異はわずか一、五十一人にすぎないところに番狂わせの鍵がひそんでいよう。

つぎに、減員区については、表Ⅳに掲げたように、七位の新潟四区が六位に浮上し、逆に六位の山形二区は一位に後退するので、両者も入れ替えるべきである。六位と一位の有権者数の差違は一層縮小して、わずか三、七・八人にすぎないので、僅小差でひしめきあつてゐるところに原因がありそうである。自民党の六・六案の“まやかし”ぶりが、遺憾なく發揮されており、一括して減員すべきことが誰の目にも明らかとなつていよう。

そもそも、憲法一四条一項後段の政治的平等権を受けて「選挙権の平等」が主張される場合には、各人一票づつであり、且つ一票の価値すなわち“票値”が平等でなくてはならないと一般に定義されている。<sup>(4)</sup>その場合の投票権は投票権者すなわち“有権者”的権利に外ならない。そして、同法一五条一項では、有権者は成年者であることが明示されているので、未成年者は当然に除外される。ちなみに、成年者は何歳以上であるかは、憲法において明示せず、民法二条において、満二十歳以上と定めているので、民法を改正すれば満十八歳以上に変更することも可能ではあるが、

表Ⅲ 増員区の順位に関する相違点

順位	選挙区	定数	議員一人当たり有権者数	自民党案(人口数)
5	○北海道1	5	296,475	△千葉1
6	△千葉1	4	292,213	×埼玉4
7	×埼玉4	3	289,830	大阪3
8	神奈川4	4	285,964	○北海道1

表Ⅳ 減員区の順位に関する相違点

順位	選挙区	定数	議員一人当たり有権者数	自民党案(人口数)
6	○新潟4	3	99,074	×山形2
7	新潟2	4	101,941	○新潟4
8	和歌山2	3	102,078	新潟2
9	長野3	4	102,455	長野3
10	×山形2	4	102,802	大分2

長年にわたり改正はただの一度も行われていない。  
ところが「人口数<sup>(5)</sup>」を基準とする場合には、有権者ならざる未成年者をも含んでいるので、後者の比率が各選挙区において一定不動のものであればともかく、変動的である場合には、人口数を基準とすることは、甚だ不正確な結果たらざるを得ないのである。実際にも、すでに一言指摘したように、それが幾多の選挙区において明白な事実として厳然として存在しているので、看過することはできないのである。

概要を記せば、有権者数八四、三三一、九〇〇人を衆院議員定数の五一一人で割ると議員一人当たり二六四、八〇〇人の有権者数(基準有権者数)となる。したがって各区の有権者数を右の基準有権者数で割れば適正な議員定数が算出される。これに対して、全人口一一九、〇〇〇、〇〇〇人を右の五一一人で割ると議員一人当たりの人口数(基準人口数)は三三六、八〇〇人となる。

△そこで、人口数を基準として比例配分した場合の

表V 有権者数と人口数に依る場合の定数の増減

(註)

資料としては、五八年九月二日現在の選挙人名簿登録者数とともに、五八年三月二日現在の住民基本台帳の人口をもとに配分により各区の適正な定数を算出したものである。

選挙区	有権者数を基準	人口数を基準
北海道 3	0	- 1
岩手 2	- 1	- 2
宮城 1	+ 1	+ 2
同 2	- 1	- 2
東京 1	0	- 1
同 2	0	- 1
同 3	+ 1	0
同 7	+ 3	+ 2
神奈川 5	+ 1	+ 2
埼玉 1	+ 1	+ 2
同 3	0	- 1
同 4	+ 2	+ 3
長野 3	- 1	- 2
愛知 1	0	+ 1
同 2	+ 1	+ 2
同 3	+ 2	+ 1
岐阜 1	0	+ 1

増減と有権者数を基準として配分した場合の誤差としては、表Vに掲げたように、北海道で一区、東北では二区、東京で四区、神奈川で一区、埼玉で三区を数え、右の首都圏では計八区に及んでいる。また、中部では愛知の計三区を始めとして長野一区、岐阜一区を数え計五区に上っている。ただし、近畿以西では誤差は見られない。以上によれば総計で一七区にわたり誤差が見られ、全一二〇区中一三%強を占めており、右のように首都圏愛知など大都市圏が計二区に上り、主力を占めているので、有権者総数における比重もかなり大きくなっている。

人口数を基準とした定数の増減数は、朝日の記事（五八・一・六）に依った

従つて、公選法別表1の末尾に、「『国勢調査』の結果になり更生するを例とする」とあるのは、「人口比例の原則」により議員定数の配分を行なうべきことを示したものである（非人口的要素の考慮は論外であるということ）が、厳密には、有権者数を基準とする方が正確であり、一層民意の“的確な”反映を期することが出来るので、形式的解釈を排除して厳格解釈を行なうべきであろう。<sup>(6)</sup>

ひるがえつて、昭和五八年一一月の最高裁判決では、「選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したかどうかの判定は、……」として選択可能のように論じているが、末尾では、「本件当時選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていた……」としているので、人口数を基準としないで選挙人数を基準とすることとしたのは、正確を期する上で妥当であろう。しかるに、自民党案では、最高裁の判決を尊重するとしながら、人口数を依然として基準としていることは、判決の手抜きの尊重として、最高裁の逆鱗に触れて然るべきであろう。<sup>(8)</sup>

### 註

- (1) 森清「前掲論文」五四頁。
- (2) 抽稿「衆院選定数不均衡の是正に関する若干の考察（上）」法と民主主義一九八五年二月号二九頁参照。
- (3) 有権者数は五八年九月二日の自治省集計による。
- (4) 最大判五一・四・一四、判例時報八〇八号二八頁。
- (5) 人口数を基準とする見解が多い例としては、抽稿「前掲論文」四〇頁註(8)(10) 参照。
- (6) 参院選においても準用されるべきことについては前掲抽稿四〇頁註(9) 参照。
- (7) 最大判五八・一一・七判例時報一〇九六号二三頁。

(8) 有権者数については、毎年九月一日現在の自治省集計が公表されている。六〇年のそれは一月二八日の新聞に掲載された。六〇年の国勢調査の速報値は同年末に公表されるが、これによらずに有権者数に依ることが妥当であろう。

## 五 選挙区制と定数是正の手続

### —その比較法的考察

△自民党選挙制度副会長の森清氏は二人区や一人区すなわち小選挙区制における格差の倍率は、自説の一・五倍を上廻ることを掲げしつつ中選挙区制の“なしくずし破壊”を試みているが、一人区<sup>(2)</sup>は合区すれば小数党に多少有利となるから、これを阻止するという汚い党利に基づくものであり、又小選挙区制<sup>(3)</sup>に移行して一举に改憲+軍拡路線を突っ走ろうとする方向は、古くは鳩山内閣において、ゲリマンダーならぬハトマンダーとひんしゆくを買った頗る不評な小選挙区制と改憲がセットされて提唱されていた実績に鑑みても明白であり、一人区案には、このような陰険な党略も潜んでいよう。

戦後四〇年近くも存続した中選挙区を突きくずす小選挙区制の右のような悪質な政治的役割以外に、その特色としては、第一に、定数一人であるために、地域的に狭小となり、買収による腐敗が激化するという選挙運動上の難点があり、一大ザル法と酷評される粗雑な公選法<sup>(4)</sup>や政治資金規正法<sup>(5)</sup>のために“買収天国化”している日本の昨今の土壤においては、腐敗を決定的なものとしよう。

第二に地域的狭小性のために、市町村会議員クラスならばいざしらず、国会議員にふさわしい大人物は得難いのである。第三に、最大の欠陥として、定数が一人であるために、当選者一人を除き他の候補者に対する投票はすべて「死

票」と化するので、多数の候補者が立候補すれば死票が過半数をはるかに上回ることは極めて容易となるのである。つまり、民意を的確に反映すべき民主政治の根本より逸脱するために、衆院議員選挙では、決して適当とは考えられないものである。

この見地よりすれば、比例代表制は最も死票が少なく、<sup>(6)</sup> 欧州においても、スウェーデン、デンマーク、オランダの北欧諸国を始めとして、中欧のベルギー、<sup>(7)</sup> スイス、オーストリアあるいは南欧のイタリーなど欧州全土に拡がっているので、英米系に特異な小選挙区制に対し、筆者は「大陸型」と名付けて、特に重視しているのである。

我が國独自の中選挙区制は、右の比例代表制と小選挙区制の中間に位置づけがあるので、定数是正の方法としても折衷的となろう。

定数是正の手続としては、米国の例が大いに参考となろう。

すなわち同国では、(一)憲法の規定により一〇年ごとに行われる国勢調査に基づいて、総定数の枠内で人口数に応じた各州の議員定数が自動的に割り当てられ、(二)これを受けて、各州は選挙区の区割りを決める。区割りが再配分後初の選挙に間に合わない場合は、州全体を一選挙区として選挙を実施するとしている。日本では、この州を府県に読み替えれば頗る示唆的であろう。

ただし右の第二段階では、同じく有権者数に比例して定数再配分が各選挙区に対して行われるが、中選挙区制を解消して大選挙区比例代表制に移行しない限り、五人を越えれば分区し、三人を割れば合区しなければならぬので、この二つの場合に限り、選挙区の区割りの再編成を必要とするだけであり、小選挙区制に比すれば、はるかに簡単で容易である。

是正の手続としては米、仏、伊のように政府が配分計算する場合と英、西ドイツのように、選挙区画委員会が作成

して議会に提案する場合の二つの方法があるが、右の委員会は小選挙区制の下では、区画を有権者数が平均化するようには大々的に変更しなければならぬために特に設置されたものであろうが、中選挙区制を探る日本では事情が異なるので、強いて特設の必要はあるまい。すなわち、簡便な米国式<sup>(10)</sup>で足りよう。

公選法の別表1で定められた現行の衆院議員配分表を最高裁が六〇年七月に違憲であると決めつけるに至った以上、当然に同表は無効化されるべき筋合いである。ただし、過去に溯及されば、幾多の法律も無効化するために混乱を招くということであれば、溯及効を排除しつつ、将来に向ってのみ効力を発生させることも止むを得ない。<sup>(11)</sup>

すでに厳しく糾弾したように、自民党の実情は自浄力を喪失したかの如き低調さで目を覆わしめるものがある。最高裁は蛮勇をふるって外科的荒療治を施すべしと筆者は勧告したが、具体的には、無効を宣して衆院を解散させ参院の緊急集会において定数是正の暫定案を成立させ、これに基づいて総選挙を行わせるか、又は最高裁が直接に「暫定案」<sup>(12)</sup>を示して選挙を行わせるかの二方法が考えられる。右の緊急集会が頼むに足らずとするならば、最高裁が首頭をとることも上場場にあつては容認されるのではなかろうか。とにかく、すでに新自由クラブの好評な具体案もあれば、柔軟な越山康案<sup>(14)</sup>もあり、あるいは、筆者の綿密な是正私案も提示されているのであるから、暫定案の成立には事欠かないのであり、事態は煮えつまってきたことを強調しておきたい。

### 「あとがき」

本稿は五八年一月に下された議員定数の格差三倍以上は違憲であるとした判決を対象として執筆されたものであり、六〇年七月一七日の同裁の新判決には及ばなかつたが、同日の新聞夕刊に掲載された判決理由要旨に依れば、前回同様に間接的で婉曲な表現で依然として右の旧判決を踏襲<sup>(15)</sup>しており、同判決に対する筆者の酷評はそのまま丸ごと

新判決にも当てはまるものであつて、基本的には本稿の趣旨を変更する必要性は毫も見当らない。同判決が東京高裁<sup>[17]</sup>の採用した二倍説を却けて三倍説<sup>[18]</sup>に何故決着したのか理由は定かでなく、最高裁の高踏的、官僚独善的態度は甚だ遺憾である。

越山上告人の上告理由書は、すでに一言したように、一冊にまとめられ総頁は百頁を超える詳細なものであり、アメリカのウエスベリ事件判決（一九六四年）、レイノウルズ事件判決（同年）、カートパトリック事件判決（一九六九年）の三判決の抄訳も付録として記載<sup>[19]</sup>され、アメリカ最高裁判例や端数の処理を過半数剩余法すなわち四捨五入法によるべき事を定めたオーストラリア憲法などを引用して“一票等価の原則”すなわち人口比例の原則が克明に繰り返し強調されているのであるが、果して日本の最高裁は十分に反論できるのであろうか。甚だ疑問とするところである。

僅かに新味としては、五人の判事による「補足意見」と一人の判事による「反対意見」が表明されており、前者では定数是正しないで総選挙を强行すれば選挙の無効もありうる事を警告した事と、後者では格差が全国平均から上下五〇%（格差一対三）を超える選挙区については無効とし、この訴訟の対象となつた二一選挙区のうち、一五選挙区は無効とする“一部無効論”を展開した事の二点が当面の課題として積極的に取り組んだものとして評価される。

しかし、多数意見は旧態依然として「事情判決の法理」を前回同様繰り返しており、公選法議員定数配分表は不可分の一体として平等権に違反し違憲ではあるが、選挙そのものは有効であるとしており、このような生ぬるい消極的な態度が衆院の三年越しのサボタージュを誘発しているのであるから、補足意見は、むしろ遅きに失した憾みがある。

から一・五倍説へ、さらに比例配分の方向に向うべきことは眼に見えている。従つて、訴訟は頻発し国民の不信感は益々激化することは容易に予想されよう。

この際、最高裁は泥ナワ式の判決に終始する事には速かに終止符を打ち、乾坤一擲抜本的な是正案を突きつけて自淨力に乏しい衆院に活を入れるべきではなかろうか。

具体的には、すでに抜本的是正案を公表している注目の新自由クラブの代表と越山上告人および筆者の二者委員会を開き、右の委員会案の提出を求め、それを新定数配分表の暫定案として応急的に選挙を促したら最もすつきりした対応となるのではなかろうか。たび重なる国会の茶番劇には速かに終止符を打つべき時であることを特に強調しておきたい。

## 註

(1) 中選挙区制に落着いた政治的背景については、拙稿「衆院選定数不均衡の是正に関する若干の考察（上）」法と民主主義一九八五年三月号四二頁参照。

(2) 二人区は日本では小選挙区制に属していたことについては、既に述べた。

(3) 小選挙区制の詳細については、拙稿「参院選地方区の議員定数の不均衡と定数是正私案」一円博士還歴記念論文集「憲法と環境問題」所収一八三頁以下。

(4) 拙稿「民主憲法論」三四二頁。

(5) 同上書三四三頁。

(6) 詳細は水木惣太郎「選挙制度論」二五九頁以下、藤田博昭「日本の選挙区制」七八頁以下、吉田善明「選挙制度改革の理論」一七八頁、西平重喜「比例代表制」七九頁以下など。

(7) 「ドイツ」の比例代表制と小選挙区制の併用型は、比例代表制の変型にすぎないことは、すでに述べた。これまで小選挙区制を採った「フランス」も、六二年より比例代表制に移行するので、比例代表制は、ヨーロッパ大陸で一般的であり、「大

1986. 3

「大陸型」と呼称することができよう。

(8) 米国憲法一条二節三項後段

(9) 経済生長期においては、人口移動により大都市圏の過密区は中選挙区制の上限である実数五人を容易に突破し易く、かつ、その選挙区数も約一四パーセントに達することは既に述べた。今や、中選挙区制を解消して「大選挙区比例代表制」に移行すべき時である。すなわち、四人ないし一四人を定数とし、議席は得票率に比例して配分するという大陸型の制度を採用すべき時である。

(10) ただし、米国式では州に配分し、更に州議会がこれを州内の各選挙区に再配分するのであるが、この際にゲリマンダーが生じ易い。しかし、これは小選挙区制に内在する欠陥にすぎまい。再配分に際しては明確にして公正な基準を設定して不公正化の防止に努めるべきであろう。

(11) 最大判六〇・七・一七判例時報一六三号七頁。

(12) 参照、最高裁六〇年七月判決における寺田裁判長ほかの補足意見および谷口判事の反対意見、前掲判例時報八頁、一〇頁。

(13) アメリカでは、裁判所は違憲であると判断した場合には、州議会に新配分法を制定すべきことを命ずるか、議会がサボター化するか、あるいは新配分法もまた憲法に合致しないと認める場合には、裁判所は積極的に自ら定めた配分法によって行なうことを命じて (Swann v. Adams, 263 F. Supp. 684, 1963)、違憲の法律を排除し、その矯正を計っている。右の「配分法は、議会が合憲なそれを制定するまでの暫定的なものにすぎない」 (Preisler v. Secretary of Missouri, 341 F. Supp. 1158, 1972)。

(14) 越山康「上告理由書」(六〇年一月) 二三頁。

(15) 前掲判例時報七頁。

(16) 東高判、五五・一二・二三、判例時報九八四号二九頁。

(17) 広高判、五九・九・二八、判例タイムズ五三七号九八頁。

(18) 最高裁の三倍台説の政治的背景と国会追随的姿勢したがって自主性の欠如と説得力の喪失については、拙稿「議員定数是正の基準と最高裁六〇年七月判決—判例の回顧と展望(上)」「法と民主主義」一九八六年一月号四二頁参照。

(19) 越山「前掲書」別紙一・二・三。

## 六 大選挙区比例代表制と衆院定数是正新案（比例配分案）

中選挙区制の枠内での「衆院議員定数是正私案（旧案）」については、すでに法政論叢二二巻<sup>(1)</sup>において発表すみであるが、同区制は破綻して大選挙区比例代表制に移行すべき機は熟している今日では、後者に基づいて新たに「是正新案」を作成すべきことを痛感するので、その場合の方針ならびに具体案を左に発表することとしたい。

まず第一に方針であるが、

- (1) 総定数の五一一人は据え置きとする。
- (2) 適正配分表の小数値は四捨五入する。ただし、過密区の〇・四是切り上げ、過疎区の〇・五は切り捨てる。<sup>(2)</sup>集計の結果、総定数に不足または超過の場合には、最大剩余法<sup>(3)</sup>を補助的に用いる。
- (3) 「過疎県（3より7まで）」は、すでに全県一区が一〇県を数えているので、一県一区の場合には、成るべく全県一区とする。
- (4) 全県一区としても定数四人を下回る県は、隣接県と合区して二県一区とする（例、鳥取と島根の両県）。
- (5) 一県二区の場合でも各区が軒なみ適正定数四人を下回る場合には全県一区とする。
- (6) 一県四区の場合には半減して二区とする。
- (7) 一県五区の場合には二区または三区とする。
- (8) 「過密型」（8より10まで）でも、なるべく選挙区を合区して現在の区数を半減する。
- (9) 大都市で三分または三分されている市は合区して全市一区とする。（例、名古屋市—愛知県一区と六区）
- (10) 東京都は隣接する二区または三区を合区して区数を半減する。

表VI 選挙区移動表 (改正案骨子)

府県名	選挙区	定数	移動(合区)形態	選挙区	定数	定数の増減	第二に具体的な左記の通りである。
北海道(4)	1	5	1 + 3	1	11	3	
	2	4	2 + 4	2	8	-1	
	3	3		1			
	4	5		2			
	5	5		3	5	0	
青森	1	4	1 + 2	全	6	-1	
	2	3					
岩手	1	4	1 + 2	全	6	-2	
	2	4					
宮城	1	5	1 + 2	全	9	0	
	2	4					
秋田	1	4	1 + 2	全	6	-2	
	2	4					
山形	1	4	1 + 2	全	5	-3	
	2	4					
福島(5)	1	4	1 + 2 + 3	全	9	-3	
	2	5					
	3	3					
茨城(6)	1	4	1 + 2 + 3	全	11	-1	
	2	3					
	3	5					
栃木	1	5	1 + 2	全	8	-5	
	2	5					
群馬(6)	1	3	1 + 2 + 3	全	8	-2	
	2	3					
	3	4					
埼玉(7)	1	3	1 + 5	1	9	3	
	2	3	2 + 3	2	8	2	
	3	3					
	4	3		3	5	2	
	5	3					
千葉(7)	1	4		1	7	3	
	2	4	2 + 3	2	7	-1	
	3	4					

府県名	選挙区	定数	移動(合併)形態	選挙区	定数	定数の増減
東京(8)	4	5		3	7	2
	1	3	1 + 2	1	7	1
	2	5				
	3	4	3 + 4	2	10	1
	4	5				
	5	3	5 + 8 + 9	3	10	1
	6	4	6 + 10	4	10	1
	7	4		5	7	3
	8	3				
	9	3				
神奈川(9)	10	5				
	11	4		6	8	4
	1	4	1 + 4	1	12	4
	2	5		2	8	3
	3	3	3 + 5	3	10	4
新潟	4	4				
	5	3				
	1	3	1 + 2	1	5	2
	2	4				
	3	5	3 + 4	2	5	- 3
富山	4	3				
	1	3	1 + 2	全	5	1
石川	2	3				
	1	3	1 + 2	全		
福井(10)	2	3				
	全	4	石川と合併	全	8	- 2
山梨	全	5	長野(3)と合併	全	6	3
長野	1	3	1 + 2 + 4	全	7	2
	2	3				
	3	4				
	4	3				
岐阜	1	5	1 + 2	全	8	- 1
	2	4				
静岡	1	5	1 + 3	1	9	0
	2	5		2	5	0

府県名	選挙区	定数	移動(合区)形態	選挙区	定数	定数の増減
愛知	3	4				
	1	4	1 + 6	1	9	1
	2	4	2 + 3	2	11	4
	3	3				
	4	4	4 + 5	3	8	1
	5	3				
	6	4				
三重	1	5	1 + 2	全	7	- 2
	2	4				
滋賀	全	5		全	5	
京都(11)	1	5	1 + 2	全	11	+ 1
	2	5				
大阪	1	3	1 + 2 + 6	1	12	1
	2	5				
	3	4	3 + 7	2	11	4
	4	4	4 + 5	3	13	5
	5	4				
	6	3				
	7	3				
兵庫(12)	1	5	1 + 3	1	10	2
	2	5		2	7	2
	3	3				
	4	4	4 + 5	3	5	- 2
	5	3				
奈良	全	5		全	5	
和歌山	1	3	1 + 2	全	5	- 1
	2	3				
鳥取 + 島根(13)	全	4	二県合区	全	6	- 3
岡山	1	5	1 + 2	全	8	- 2
	2	5				
広島	1	3		1	5	2
	2	4	2 + 3	2	7	2
	3	5				
山口	1	4	1 + 2	全	7	- 2

府県名	選挙区	定数	移動（合区）形態	選挙区	定数	定数の増減
徳島・香川	2 全	5 5	眞合区	全	8	8
愛媛(14)	1 2 3 全	3 3 3 5	1 + 2 + 3 愛媛と合区	全	6 10	- 3 - 4
高知	1 2 3 4 全	5 5 5 4 5	1 + 3 2 + 4	1 2	12 8	- 2 - 1
福岡	1 2 3 4 全	5 5 5 4 5		全	10	
佐賀(15)	1 2 3 4 全	5 4 5 4 5		全	10	
長崎	1 2 3 4 全	5 4 5 4 5		全	10	
熊本	1 2 3 4 全	5 5 5 4 5	1 + 2	全	8	- 2
大分	1 2 3 4 全	4 3 3 4 4	1 + 2	全	5	- 2
宮崎	1 2 3 4 全	3 3 3 4 5	1 + 2	全	5	- 1
鹿児島(16)	1 2 3 4 全	4 3 3 1 5	1 + 2 + 3 + 垣	全	8	3
沖縄	全	4		全	4	1

註

1986. 3

- (1) 拙稿「衆院議員の定数是正の基準と定数是正私案」法政論叢二卷二九頁。
- (2) 四捨五入する場合に過密区では○・四でも容易に○・五以上に適正定数が上昇し易いし、逆に過疎区では○・五でも容易に○・四以下に減少し易い傾向を考慮したものである。
- (3) 厳格には、小数値を一応全部切り捨てて整数値のみをまず割り当て、その次に残定数を最大剩余方式で追加配当すべきものである(藤田博昭「日本の選挙制度」二〇〇頁参照)が、四捨五入で略トントンとなるので、補助的に最大剩余法を導入しても前者とは微差があるにすぎない。
- (4) 北海道は面積としては平均面積の七九三〇km<sup>2</sup>に対し実に九・九倍に達しており、二区に分割しても決して不自然ではない。
- (5) 福島は三区を全県としたが、面積的には岩手より狭小であるので全県でも不自然ではない。
- (6) 茨城は、面積としては、二区の栃木なみであり、全県でも不自然ではない。群馬も全様である。
- (7) 埼玉三区は二・五人となり、下限の四人を下回るので隣接の二区と合区した。千葉の一・二区も下回るので合区した。
- (8) 東京の一・五・六・八・九は下限の定数四人を下回っているので二つの区または三つの区を合区している。
- (9) 神奈川の一・四区は横浜市を二分しているので合区して全市一区とした。名古屋(三分)と大阪(三分)も全市一区とした。
- (10) 福井の定数は三・四となり下限を下回るので隣接の石川と合区して二県(全)とした。山梨も三・五となり隣接の長野二区と合区した。
- (11) 京都一区は四人ストレスであり、かつ過疎であるので合区して全県とした。
- (12) 兵庫では、三区が三・七、四区が三・五、五区が一・四と軒なみ下限を下回っており、一・二区(過密区)と対象的である。
- (13) 鳥取が二・七、島根が三・一であり三人前後に低迷する最過疎地域であり、以下の四国、九州における二県合区の場合も同様である。
- (14) 愛媛は一区が二・五、二区が二・四、三区が一・六であり、高知も三・七であって、すべて下限を割っているので二県合区としたものである。
- (15) 佐賀は三・七で下限を割っているので長崎と合区した。
- (16) 鹿児島は、一区が三・六、二区が二・〇、三区が一・五、奄美が〇・七と軒並み下限を割っている。